

【2011年4月11日現在の助成金等、震災関連記事（厚生労働省発表）】を元に作成

○3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金〔被災地に居住する方を採用した場合120万円を支給（従来は100万円）〕を始めとする助成金が拡充されます。

今回の震災で事業活動が縮小した場合、雇用調整助成金が利用できます。

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員を一時的に休業などをさせた場合、**休業手当相当額の一部（中小企業で原則8割・最大9割）**を助成するものです。

東日本大震災被害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合、この雇用調整助成金が利用できます。さらに、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、長野、新潟の9県のうち、**災害救助法適用地域にある事業所**については、以下の通り、支給要件が緩和されます。

- (1) 今回の地震に伴う「経済上の理由」により、最近1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月、または前年同期と比べ5%以上減少している。
- (2) 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高などがその直前の1か月、または前年同期と比べ5%以上減少する見込みである。
- (3) 平成23年6月16日までの間に提出された「計画届」の取り扱いについては、事前に届け出たものとみなす。

また、

◇9県の特例対象地域に所在する事業所などと総事業量の3分の1以上の経済的関係（取引関係）がある事業所の事業主—

◇計画停電の実施地域に所在し、計画停電により事業活動が縮小した事業主—
については、**上記(1)および(2)の特例が適用**されます。

※なお、この**助成金を申請するに当たっては、週20H以上就労する社員の方は、全員雇用保険に加入している事が前提**となりますので、遡り処理を行ってでも、この手続きを進めておくことが肝要です。

<参考資料>

○雇用調整助成金を利用できる具体的な事例や要件緩和について

<https://krs.bz/roumu/c?c=2860&m=7828&v=772302ea>

○東日本大震災被害に伴う雇用調整助成金の活用Q&A

<https://krs.bz/roumu/c?c=2861&m=7828&v=f60667cd>

○震災被害者への失業手当の特例支給

<https://krs.bz/roumu/c?c=2849&m=7828&v=b46d7d2e>

○地域障害者職業センターにおける障害者の雇用継続のための特別相談の実施等

<https://krs.bz/roumu/c?c=2850&m=7828&v=42ceb4b9>

三友企業サービスグループ <http://www.e-smg.jp/>